

奈良市公報

号外第14号

平成18年6月30日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○平成18年度一般廃棄物処理実施計画	1
○徴収事務の委託	10
○収納事務の委託	10
○徴収事務の委託	10
○下水道事業受益者負担金の平成18年度賦課対象区域	10
○徴収事務の委託(2件)	11
○市道路線の廃止	11
○市道路線の認定	12
○道路の区域決定	14
○道路の供用開始	16
○固定資産課税台帳に登録すべき平成18年度の固定資産の価格等の登録	18
○奈良市保健所保健事業連絡協議会設置要綱の一部を改正する告示	18
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始	19
○徴収事務の委託(12件)	19
○結核指定医療機関の指定辞退	22
○結核指定医療機関の指定	22
公 営 企 業	
○計量業務の委託(2件)	23
○収納事務の委託	24
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	24
教 育 委 員 会	
○定例教育委員会の開催	25

告 示

奈良市告示第208号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により、平成18年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年奈良市条例第35号)第7条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 一般廃棄物の発生状況

- (1) 処理計画の範囲 奈良市全域
(2) 一般廃棄物の発生量(推計) (単位:t)

種 類	発 生 量

燃やせるごみ	103,305
燃やせないごみ	8,911
大型ごみ	3,523
有害ごみ	4
再生資源	37,295
計	153,038
収集前の資源化量(生ごみ堆肥化、古紙回収等)	24,859
資源化ルートへの直接搬入(資源回収作業所)	1,712
収集運搬量(処理量)	126,467

動物の死体	2,400体
し尿	11,270kl
浄化槽汚泥	22,530kl
計	33,800kl

2 一般廃棄物の処理方法及びその主体

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

種類	収集・運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市民の協力義務等
燃やせるごみ（台所ごみ・木くず・再生のできない紙くず等）	週2回収集 (市・委託)	焼却処理（市）	埋立処分（市・委託）	(1) 燃やせるごみ・燃やせないごみ等に分別し、各別の容器（袋を含む）に収納して、決められた日時・場所に持ち出すこと。
燃やせないごみ（ガラス類・陶器類・金属類等）	月1回収集 (市・委託)	破碎処理（市）	破碎処理後、可燃不適物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化（市・委託）	(2) 廃棄物が飛散し、流失し、又は悪臭が発散しないようになるとともに、その容器（袋を含む）を常に清潔にし、又は処理を著しく困難にし、処理施設の機能に支障が生ずる物を排出しないこと。
大型ごみ（家具類・寝具類・電化製品等） ※特定家庭用機器等を除く	電話等申し込みによる収集 (市・委託)	破碎処理（市）	破碎処理後、可燃不適物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化（市・委託）	(3) 廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に協力すること。
有害ごみ（水銀体温計・廃蛍光管・廃乾電池等）	大型ごみの収集の際に収集 (市・委託)	ドラム缶詰（市）	専門業者への処分委託（委託）	(4) 家庭から排出される古紙類、布類、空き缶、ガラスびん、その他プラスチック、発泡スチロール製食品トレー、ペットボトル、飲料用紙パックの資源化及び再利用可能な物は再利用に努めること。
その他プラスチック	毎週水曜日収集 (市・委託)	選別・梱包（委託）	指定法人へ処分委託（委託）	(5) 空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、その他プラスチック、発泡スチロール製食品トレー等の資源化の際は、資源化不適物等の異物を混入しないこと。
ガラスびん	月1回収集 (市・委託)	選別・保管（委託）		(6) 商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めること。
ペットボトル		選別・圧縮（委託）		(7) その他プラスチックは、ダイオキシン削減対策及び再資源化を目的とするため、燃やせるごみ、燃やせないごみに混入しないよう分別に努めること。
発泡スチロール製食品トレー	公民館を拠点に収集 (委託)	選別・保管（委託）	資源回収業者・専門業者へ売却（委託）	
飲料用紙パック	月1回収集 (市・委託)	選別・保管（市）		
空き缶		選別・圧縮（委託）		

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

種類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	事業者の協力義務等
燃やせるごみ				(1) 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期使用の可能な製品の開発等をすること、容器等の過剰な使用の抑制等を図ることにより、廃棄物の発生を抑制するように努めること。 (2) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、再生利用等を行いその減量に努め、又、製造・販売する製品・容器等が廃棄物となった場合にその処理が困難にならないよう技術開発に努めること。 (3) 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を市が設置する処理施設へ搬入する際は、市長の承認を受けるとともに処分しやすいように大別し、かつ、焼却、圧縮、破碎等の前処理に努めること。 (4) 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力すること。 (5) 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる事業者は、一般廃棄物の減量に関する計画書を毎年1回市長に提出すること。 (6) 事業者は許可業者に収集運搬を委託する場合においても分別排出を基本とする契約をすること。
燃やせないごみ	事業者自らの責任で行うもののはか、市の許可する一般廃棄物収集運搬業者へ依頼（排出者・一般廃棄物収集運搬業者）	焼却処理・破碎処理及び選別保管（市・委託）	事業者自らの責任で行うもののはかは、埋立処分または専門業者、資源回収業者へ処分委託（市・委託）	
再生資源				
肉骨粉	土、日、祝日を除く毎日（委託）	焼却処理（委託）	埋立処分（委託）	

(3) 動物の死体

種類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市民の協力義務等
動物の死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののはか、申し出により収集（排出者・市）	焼却処理（市）	埋立処分（市）	自らの責任で処理できない時は、遅滞なく市長に申し出てその指示に従わなければならない。

(4) し尿及び浄化槽汚泥

種類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市民事業者の協力義務等
し尿	おおむね月1回収集（委託）	膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化・焼却処理（市）、月ヶ瀬・都祁地域は高濃度二段活性汚泥法（山辺環境衛生組合）	堆肥化（市） 埋立処分（委託） 月ヶ瀬・都祁地域は堆肥化し、一部海洋投棄（委託）	(1) し尿の収集開始・廃止・変更の届出は必ず行うこと。 (2) 便槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。
浄化槽汚泥	浄化槽清掃業許可業者が浄化槽清掃の際に収集（一般廃棄物収集運搬業者）			浄化槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。

(5) 市が一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の指定 ①紙くず ②木くず ③繊維くず ④下水道汚泥			<table border="1"> <tr><td>家庭から排出される一般廃棄物</td><td>市ホームページ</td><td>市ホームページを通じてごみの減量、ごみの出し方等を広報する。</td></tr> <tr><td>リサイクル推進教育</td><td>ごみ懇談会</td><td>ごみ減量・リサイクル学習会の参加者(OB)が中心になり、ごみ減量などを考え、行動するための組織をつくり、活動を展開する。</td></tr> <tr><td>小・中学校での空き缶回収</td><td></td><td>小・中学校の児童・生徒の環境学習の一環として、空き缶回収を実施する。</td></tr> <tr><td>再生資源回収</td><td>全市での再生資源分別収集</td><td>その他プラスチック：週1回。ガラスびん、空き缶、ペットボトル、飲料用紙パック：月1回収集する。</td></tr> <tr><td></td><td>公共施設等での再生資源の回収</td><td>市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、空き缶・発泡スチロール製食品トレー・ペットボトル・飲料用紙パックの拠点回収を実施する。</td></tr> <tr><td></td><td>新聞・雑誌・ダンボール・古布類の回収</td><td>自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。</td></tr> <tr><td></td><td>資源回収作業所での家具等の再生</td><td>環境清美センター内の資源回収作業場で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具等を再生する。</td></tr> <tr><td></td><td>粗大ごみ処理施設等での金属類回収</td><td>粗大ごみ処理施設で鉄・アルミ等を回収し資源化する。</td></tr> <tr><td></td><td>乾電池・蛍光灯等</td><td>環境清美工場へ搬入された乾電池・蛍光灯等を資源化する。</td></tr> <tr><td></td><td>町内清掃草木処理委託</td><td>市が収集している町内清掃の草木を市内の処分業許可業者に処理委託し資源化(チップ化)する。</td></tr> </table>	家庭から排出される一般廃棄物	市ホームページ	市ホームページを通じてごみの減量、ごみの出し方等を広報する。	リサイクル推進教育	ごみ懇談会	ごみ減量・リサイクル学習会の参加者(OB)が中心になり、ごみ減量などを考え、行動するための組織をつくり、活動を展開する。	小・中学校での空き缶回収		小・中学校の児童・生徒の環境学習の一環として、空き缶回収を実施する。	再生資源回収	全市での再生資源分別収集	その他プラスチック：週1回。ガラスびん、空き缶、ペットボトル、飲料用紙パック：月1回収集する。		公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、空き缶・発泡スチロール製食品トレー・ペットボトル・飲料用紙パックの拠点回収を実施する。		新聞・雑誌・ダンボール・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。		資源回収作業所での家具等の再生	環境清美センター内の資源回収作業場で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具等を再生する。		粗大ごみ処理施設等での金属類回収	粗大ごみ処理施設で鉄・アルミ等を回収し資源化する。		乾電池・蛍光灯等	環境清美工場へ搬入された乾電池・蛍光灯等を資源化する。		町内清掃草木処理委託	市が収集している町内清掃の草木を市内の処分業許可業者に処理委託し資源化(チップ化)する。
家庭から排出される一般廃棄物	市ホームページ	市ホームページを通じてごみの減量、ごみの出し方等を広報する。																															
リサイクル推進教育	ごみ懇談会	ごみ減量・リサイクル学習会の参加者(OB)が中心になり、ごみ減量などを考え、行動するための組織をつくり、活動を展開する。																															
小・中学校での空き缶回収		小・中学校の児童・生徒の環境学習の一環として、空き缶回収を実施する。																															
再生資源回収	全市での再生資源分別収集	その他プラスチック：週1回。ガラスびん、空き缶、ペットボトル、飲料用紙パック：月1回収集する。																															
	公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、空き缶・発泡スチロール製食品トレー・ペットボトル・飲料用紙パックの拠点回収を実施する。																															
	新聞・雑誌・ダンボール・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。																															
	資源回収作業所での家具等の再生	環境清美センター内の資源回収作業場で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具等を再生する。																															
	粗大ごみ処理施設等での金属類回収	粗大ごみ処理施設で鉄・アルミ等を回収し資源化する。																															
	乾電池・蛍光灯等	環境清美工場へ搬入された乾電池・蛍光灯等を資源化する。																															
	町内清掃草木処理委託	市が収集している町内清掃の草木を市内の処分業許可業者に処理委託し資源化(チップ化)する。																															
キヤンペーン・イベント等	環境フェスティバル実行委員会	行政と市民団体により環境フェスティバルの運営組織をつくり、活動を展開する。																															
	ごみゼロフェスタ(春) 環境フェスティバル(秋)	ごみ問題に対する市民意識の高揚と市民全体のごみ減量実践活動として環境清美センターにて毎年春と秋に開催する。																															
	ごみ減量・リサイクル実践優良団体等表彰制度(地球環境賞)	民間主導型でのごみ減量・リサイクル実践活動の拡大を図るために、市内で実践活動に取り組み、成果をあげている団体や事業所を顕彰する。																															
	ごみ減量化等啓発作品の募集	廃棄物問題に対する意識啓發を目的に、市内の小・中学校から啓発ポスターを募集し表彰する。																															
	奈良市のごみの分け方と出し方	ごみの処理と分別・リサイクルについて記載したチラシ(英語版・中国語版・韓国語版も有り)を作成する。																															
	ごみ・再生資源収集カレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。																															
	奈良市のごみ事典	ごみ種類別の分別基準・排出先・ルールの事典を作成する。																															
印刷媒体等による啓発	ごみの出し方Q&A	ごみの分別やリサイクルの取り組み等のパンフレットを転入時に市民課窓口等で配布する。	<table border="1"> <tr><td>生ごみ処理機器購入助成</td><td>家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めることで、生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器・EMばかり専用容器)及び電気式ごみ処理機の購入者に対し、助成金を交付する。</td></tr> </table>	生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めることで、生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器・EMばかり専用容器)及び電気式ごみ処理機の購入者に対し、助成金を交付する。																												
生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めることで、生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器・EMばかり専用容器)及び電気式ごみ処理機の購入者に対し、助成金を交付する。																																
啓発用ビデオ・DVDの貸し出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオ・DVDを制作し、見学会、学習会等で活用し、又市民からの申し出により貸し出しをする。																																
	くらしとごみ	小学校4年生を対象にした、社会科学学習用副読本を制作し、市内の小学校4年生の生徒全員に配布する。																															

その他	環境清美工場見学	奈良市内全小学校4年生、一般及び団体を対象に、工場見学を実施し、ごみ処理の実態を知らせることでごみ減量を啓発する。		ガラスびん	2,426	発泡スチロール製食品トレー	1
	ガス抜き器具配布	スプレー缶による事故の未然防止の為希望者にガス抜き器具を配布する。		ペットボトル	538	乾電池・蛍光灯	4
	レジ袋の減量	市内のスーパー等レジ袋を大量に配布する事業所及び市民にマイバッグ運動を推進する。		その他プラスチック	6,762	施設での回収金属類等	2,678
事業活動に伴つて排出される一般廃棄物	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努める。		町内清掃草木	950	生ごみ(衛生浄化センター)	63
	汚泥発酵肥料(畑薬)の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を生ごみと混合し、汚泥発酵肥料(畑薬)を製造する。		資源回収作業所	1,712	合計	16,068
	事業所学習会	多量排出事業所を対象に、ごみ処理の現状や実践活動について学習会を行う。					
	ガラスびん等有効利用	事業系ガラスびんを使用し、インターロッキングブロックを作成する。					
	事業系指定ごみ袋モデル事業	事業系のごみの指定袋制度等の方策を検討し、監視・指導の確実性を高める。					
	多量排出事業所への減量指導	多量排出事業所に対し、減量計画書を提出させ、その記載事項を踏まえた立ち入り指導を行う。					
イ 収集前の資源化量							
区分		資源化量 (単位t/年)					
資源化	生ごみ堆肥化		1,399				
	集団回収		15,911				
	店頭回収		360				
	事業所の自主的減量		7,189				
合 計		24,859					
ウ 収集後の資源化量							
区分		資源化量 (単位t/年)	区分		資源化量 (単位t/年)		
空き缶		818	飲料用紙パック		116		

ガラスびん	2,426	発泡スチロール製食品トレー	1
ペットボトル	538	乾電池・蛍光灯	4
その他プラスチック	6,762	施設での回収金属類等	2,678
町内清掃草木	950	生ごみ(衛生浄化センター)	63
資源回収作業所	1,712	合計	16,068

② 収集・運搬計画区域 奈良市全域(374,100人)**ア 収集運搬する廃棄物の量(推計)(単位:t)**

種類	市収集		許可業者	一般持込	計
	直営	委託			
燃やせるごみ	50,616	4,744	39,558	8,267	103,185
燃やせないごみ	2,844	507	2,064	3,496	8,911
大型ごみ	3,287	236			3,523
有害ごみ	3	1			4
その他プラスチック	6,225	433	104		6,762
再生資源	3,591	305	3		3,899
肉骨粉			120		120
生ごみ(浄化センター分)		63			63
計	66,629	6,226	41,849	11,763	126,467
動物の死体(体)	2,200			200	2,400

イ 収集運搬の主体

区分	種類	市	(株)清美公社	許可業者	民間委託
家庭系	ごみ	○	○		
	資源	○	○		
事業系	ごみ			○	
	資源			○	
	肉骨粉				○

※許可業者は奈良市一般廃棄物（ごみ）の処理業の許可指針に掲げる業者とする。

ウ 収集の方法

市が行う定期収集のものについては、ステーション方式及び各戸収集によるものとし、今後も引き続きステーション方式の推進を図る。

③ 中間処理計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物（推計）を中間処理する。

ア 焼却施設

所在地	奈良市左京五丁目2番地	
名称	奈良市環境清美工場	
形式	全連続燃焼式	
処理能力	480 t / 24H	
操業形態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ及び動物の死体	
処理量	燃やせるごみ	98,890 t
	破碎可燃ごみ	6,403 t
	合 計	105,293 t
	動物の死体	2,400体
残渣量	15,773 t	
残渣処分先	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 緊急時一般廃棄物最終処分場 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場	

イ 破碎施設

所在地	奈良市左京五丁目2番地	
名称	粗大ごみ処理施設	
形式	横軸スイングハンマー	
処理能力	100 t / 5 H	
操業形態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ及び大型ごみ	
処理量	12,241 t	
残渣量	3,074 t	
残渣処分先	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 緊急時一般廃棄物最終処分場	

ウ 空き缶資源化施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
名称	空き缶選別作業所
形式	機械選別及び圧縮
処理能力	9.2 t / 5 H
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	空き缶
処理量	818 t

エ ペットボトル資源化施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
名称	ペットボトル圧縮梱包作業所
形式	圧縮及び梱包
処理能力	2 t / 5 H
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル
処理量	538 t

オ 肉骨粉リサイクル施設

所在地	兵庫県姫路市飾磨区中島3059番地2
名称	新日本開発株式会社
形式	ロータリーキルン&ストーカー炉
処理能力	216 t / 日
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	肉骨粉
処理量	120 t

カ 有害ごみ資源化施設

所在地	北海道常呂郡留辺茂築町字富士見217-1
名称	野村興産株式会社
処理方法	焙焼処理・水銀回収等
処理能力	60 t / 日
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等
処理量	4 t

キ 草木(剪定・枝木)資源化施設

所在地	奈良市内
名称	草木(剪定・枝木)資源化施設
処理方法	チップ化等
処理能力	5 t/日
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	草木(剪定・枝木)
処理量	950 t

ク その他プラスチック資源化施設

所在地	東大阪市水走4-9-8
名称	大東衛生㈱ 他
処理方法	マテリアルリサイクル
処理する廃棄物の種類	その他プラスチック
処理量	6,762 t

④ 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物(推計)を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場
(第2工区)

所在地	奈良市米谷町1857番地 他
敷地面積	82,920 m ²
埋立面積	59,000 m ²
埋立容量	937,610 m ³
残余埋立容量	870,822 m ³
操業形態	直営
埋立対象	焼却灰、破碎不燃物、土砂及びガレキ
処分量	14,332 t

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所在地	奈良市奈良阪町字道幸坊谷1325番地 他
敷地面積	46,611 m ²
埋立面積	27,400 m ²
埋立容量	264,403 m ³
残余埋立容量	25,400 m ³
操業形態	直営

埋立対象	焼却灰、破碎不燃物、土砂及びガレキ
処分量	3,100 t

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

所在地	神戸市東灘区向洋町地先
処分場面積	88ha
埋立容量	1,500万 m ³
埋立対象	ばいじん・焼却灰
処分量	ばいじん2,000 t・焼却灰600 t
埋立計画	委託により大阪湾広域臨海環境整備センター神戸基地に搬入

⑤ ごみ処理体系

収集運搬

動物の死体

可燃ごみ

不燃ごみ

大型ごみ

有害ごみ

空き缶

ペットボトル

ガラスびん

飲料用紙パック

発泡スチロール食品トレー

その他プラスチック

紙類

布類

肉骨粉

町内清掃草木

中間処理

焼却炉480 t／D

破碎可燃物

土砂・ガレキ

破碎機
100 t／5 H

破碎不燃物

金属回収

処理困難物

選別・圧縮・保管

選別・保管

選別・梱包・保管

選別・保管

焼却委託

選別・保管

焼却残渣

最終処分

南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場

緊急時一般廃棄物最終処分場

大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

最終処分場

再資源化業者

専門処理業者

ガラスびん有効利用

再資源化業者

埋立処分委託

再資源化業者

処分委託

⑥ その他 ア 市が収集しない一般廃棄物			汲み取り戸数 7,578戸 汲み取り人口 13,747人 計画収集量 11,270kl イ イ 净化槽汚泥 排出者の申し込みにより、市の許可した業者により随時収集する。 净化槽設置基數 14,421基 净化槽人口 52,528人 計画収集量 22,530kl
区分 品 目 処理方法			
排出禁止物 (ア) 有害な物（薬品類、農薬、劇薬等） (イ) 危険性のある物（自動車用バッテリー、消火器等） (ウ) 引火性のある物（ガソリン、灯油、プロパンガス等） (エ) ニカド、リチウム、ボタン電池 (オ) 特別管理一般廃棄物に指定されている物（P C B含有物、感染性廃棄物） (カ) その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生じる物（農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ等）			排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、購入した店に引取りを依頼すること
(ナ) パーソナルコンピューター			排出者自らが製造業者等に処分を依頼し資源化を図ること
特定家庭用機器等 テレビジョン受信機・電気冷蔵庫・電気洗濯機・エアコンディショナー・電気冷凍庫			購入した小売店、又は買い換えの場合購入する小売業者へ引取りを依頼するか、若しくは自ら指定引き取り場所へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図ること
一時多量ごみ 引越し等、臨時に出る多量ごみ			市の施設へ自己搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼すること
(2) し尿・汚泥（汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥をいう）処理実施計画 ① 収集運搬計画（推計） ア し尿 おおむね月1回、市の委託した業者により収集する。			
			奈良市衛生浄化センター
所在 地 奈良市大安寺西二丁目281番地			
処理方法 膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化（焼却）			
処理能力 90kl／日 生ごみ3.4t／日			
操業形態 委託			
処理する廃棄物の種類 し尿・浄化槽汚泥及び生ごみ			
処理量 し 尿 10,220kl			
净化槽汚泥 18,980kl			
合 計 29,200kl			
生 ごみ 63t			
残 渣 量 190t			
堆 肥 化 220t			
残渣処分先 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場			
山辺環境衛生組合 山辺衛生センター			
所在 地 奈良県山辺郡山添村大字遅瀬2384番地			
処理方法 高濃度二段活性汚泥法+高度処理			
処理能力 20kl／日			
操業形態 一部事務組合			
処理する廃棄物の種類 し尿・浄化槽汚泥			
処理量 し 尿 1,050kl			
净化槽汚泥 3,550kl			
合 計 4,600kl			
残 渣 量 6m ³ （山添村分含む）			
堆 肥 化 汚泥炭化肥料25t（山添村分含む）			
残渣処分先 海洋投棄（平成19年1月末日まで）			

(3) 最終処分計画 旧奈良市地域(処分量は推計)

大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

所在地	神戸市東灘区向洋町地先
処分場面積	88ha
埋立容量	1,500万m³
埋立対象	焼却灰
処分量	190t
埋立計画	委託により大阪湾広域臨海環境整備センター神戸基地に搬入した後、同センターにより埋立処分される。

月ヶ瀬・都祁地域(処分量は推計)

埋立対象	残渣
処分量	6m³(山添村分含む)
残渣処分先	海洋投棄(平成19年1月末日まで)

(4) 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を市広報誌「しみんだより」に掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業所への啓発活動を行う。

(平成18年4月1日掲示済)

奈良市告示第209号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市大安寺西三丁目10番21号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛原 克巳	奈良市一般廃棄物処理手数料(し尿)

2 委託の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(平成18年4月1日掲示済)

奈良市告示第210号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
奈良市三条大路一丁目9番10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 会長 大川 靖則	老人福祉センター使用料

2 委託の期間

平成18年4月1日から平成20年3月31日まで

(平成18年4月1日掲示済)

奈良市告示第211号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、次のとおり徴収の事務を委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成18年4月1日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
東京都千代田区平河町二丁目6番3号 都道府県会館 社団法人 地域医療振興協会 理事長 吉新 通康	市立奈良病院使用料及び手数料

2 委託の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(平成18年4月1日掲示済)

奈良市告示第212号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年奈良市条例第16号)第5条の規定により、平成18年度の賦課対象区域を次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成18年4月1日から2週間本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成18年4月1日

奈良市長 藤原 昭

賦課対象区域(第1負担区)

奈良阪町の一部

賦課対象区域(第2負担区)

南紀寺町三丁目の一部

南紀寺町四丁目の一部

南京終町の一部

西木辻町の一部

南京終町七丁目の一部

法華寺町の一部

三条桧町の一部

恋の窪東町の一部

大安寺西三丁目の一部

大安寺五丁目の一部

大安寺七丁目の一部

五条二丁目の一部

五条三丁目の一部

尼辻北町の一部

五条西一丁目の一部

五条西二丁目の一部

六条一丁目の一部

六条二丁目の一部

七条西町一丁目の一部

七条一丁目の一部

六条西一丁目の一部

六条西二丁目の一部

六条西三丁目の一部

六条西四丁目の一部

三条大路四丁目の一部
四条大路二丁目の一部
四条大路五丁目の一部
中山町の一部
秋篠三和町二丁目の一部
敷島町二丁目の一部
西大寺宝ヶ丘の一部
青野町の一部
疋田町二丁目の一部
西大寺野神町二丁目の一部
宝来四丁目の一部
あやめ池南六丁目の一部
あやめ池北二丁目の一部
学園南二丁目の一部
学園北二丁目の一部
学園朝日元町二丁目の一部
中山町西二丁目の一部
登美ヶ丘二丁目の一部
登美ヶ丘六丁目の一部
中登美ヶ丘二丁目の一部
三松一丁目の一部
三碓町の一部
大瀬町の一部
学園緑ヶ丘三丁目の一部
帝塚山六丁目の一部
富雄北三丁目の一部
東九条町の一部
北永井町の一部
北之庄西町二丁目の一部

賦課対象区域（第3負担区）

川上町の一部
佐紀町の一部
七条町の一部
山陵町の一部

賦課対象区域（第4負担区）

高畠町の一部
八条三丁目の一部
七条町の一部
二名三丁目の一部
中町の一部
大和田町の一部
八島町の一部
窪之庄町の一部
今市町の一部

三条大路五丁目の一部
四条大路四丁目の一部
押熊町の一部
秋篠町の一部
敷島町一丁目の一部
西大寺高塚町の一部
菅原町の一部
若葉台三丁目の一部
西大寺栄町の一部
宝来三丁目の一部
あやめ池南二丁目の一部
あやめ池北一丁目の一部
あやめ池北三丁目の一部
学園南三丁目の一部
学園朝日町の一部
百楽園二丁目の一部
朝日町一丁目の一部
登美ヶ丘四丁目の一部
南登美ヶ丘の一部
西登美ヶ丘六丁目の一部
三松三丁目の一部
藤ノ木台三丁目の一部
石木町の一部
学園中五丁目の一部
富雄北二丁目の一部
三碓二丁目の一部
西九条町三丁目の一部
神殿町の一部
古市町の一部
法華寺町の一部
六条町の一部
西ノ京町の一部
白毫寺町の一部
五条畠二丁目の一部
秋篠新町の一部
三松四丁目の一部
石木町の一部
古市町の一部
藤原町の一部
山町の一部
柴屋町の一部

田中町の一部

(平成18年4月1日掲示済)

奈良市告示第213号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年4月1日

奈良市長 藤原昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条大路南一丁目1番30号	奈良市営J R奈良駅第1駐車場使用料
奈良市市街地開発株式会社	奈良市営J R奈良駅第2駐車場使用料
取締役社長 森本正和	

2 委託の期間

平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
(平成18年4月1日掲示済)

奈良市告示第214号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年4月1日

奈良市長 藤原昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条大路南一丁目1番30号	奈良市営西部会館駐車場使用料
奈良市市街地開発株式会社	
取締役社長 森本正和	

2 委託の期間

平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
(平成18年4月1日掲示済)

奈良市告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成18年4月1日

奈良市長 藤原昭

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	北部第199号線	高畠町 366番6地先から	高畠町 359番2地先まで	L= 97.7 W= 5.8~7.8
2	中部第626号線	三条本町 275番1地先から	三条本町 330番1地先まで	L= 353.2 W= 2.8~8.6

奈良市公報

平成18年6月30日
(金曜日)

号外第14号

3	中部第627号線	三条本町 273番3地先から	三条本町 273番7地先まで	L= 34.9 W= 3.5~4.3
4	中部第628号線	三条本町 268番3地先から	三条本町 255番4地先まで	L= 150.8 W= 5.2~8.0

(平成18年4月1日掲示済)

奈良市告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、
次の路線を本市の市道路線に認定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成18年4月1日

奈良市長 藤原昭

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考 (m)
1	東部第386号線	米谷町 34番1地先から	米谷町 243番1地先まで	L= 364.1 W= 4.0
2	東部第387号線	虚空蔵町 322番1地先から	虚空蔵町 385番1地先まで	L= 341.0 W= 14.0
3	南部第675号線	古市町 1384番4地先から	古市町 1384番17地先まで	L= 234.2 W= 6.0
4	北部第199号線	高畠町 366番6地先から	高畠町 232番地先まで	L= 207.7 W= 5.8~7.8
5	北部第711号線	法華寺町 1241番4地先から	法華寺町 1241番17地先まで	L= 203.7 W= 6.0
6	北部第712号線	法華寺町 1241番20地先から	法華寺町 1256番1地先まで	L= 39.8 W= 6.0~8.0
7	中部第626号線	三条本町 12番2地先から	三条本町 296番2-1地先まで	L= 280.0 W= 6.0~12.0
8	中部第627号線	三条本町 320番1地先から	三条本町 266番2地先まで	L= 80.0 W= 9.0
9	中部第628号線	三条本町 268番3地先から	三条本町 296番2-3地先まで	L= 225.0 W= 5.0~8.0
10	中部第1420号線	三条本町 323番1地先から	三条本町 265番3地先まで	L= 97.0 W= 9.0
11	中部第1421号線	三条本町 334番1地先から	三条本町 335番地先まで	L= 50.0 W= 6.0
12	中部第1422号線	三条本町 323番5地先から	三条本町 615番地先まで	L= 142.0 W= 6.0
13	中部第1423号線	三条本町 326番1地先から	三条本町 332番1地先まで	L= 14.0 W= 6.0
14	中部第1424号線	三条本町 260番1地先から	三条本町 254番4地先まで	L= 196.0 W= 4.0~6.0
15	中部第1425号線	押熊町 703番2地先から	押熊町 679番7地先まで	L= 26.0 W= 6.0
16	中部第1426号線	押熊町 679番14地先から	押熊町 679番8地先まで	L= 48.5 W= 6.0
17	中部第1427号線	押熊町 679番20地先から	押熊町 679番16地先まで	L= 42.5 W= 6.0
18	中部第1428号線	押熊町 679番37地先から	押熊町 679番35地先まで	L= 40.5 W= 6.0~8.0

19	中部第1429号線	押熊町 1521番2地先から	押熊町 1568番1地先まで	L = 97.1 W = 6.0
20	中部第1430号線	押熊町 1568番13地先から	押熊町 1568番20地先まで	L = 86.8 W = 6.0
21	中部第1431号線	押熊町 1521番6地先から	押熊町 1521番14地先まで	L = 49.5 W = 6.0
22	中部第1432号線	押熊町 103番3地先から	押熊町 63番30地先まで	L = 252.0 W = 6.2~6.4
23	中部第1433号線	押熊町 63番29地先から	押熊町 105番地先まで	L = 18.8 W = 6.2~8.2
24	中部第1434号線	押熊町 63番9地先から	押熊町 63番10地先まで	L = 14.5 W = 6.2~8.2
25	中部第1435号線	六条西六丁目 248番31地先から	六条西六丁目 248番20地先まで	L = 232.9 W = 6.0
26	中部第1436号線	西大寺本町 205番3地先から	西大寺本町 69番1地先まで	L = 194.0 W = 8.5~13.5
27	中部第1437号線	西大寺東町一丁目 196番3地先から	西大寺東町一丁目 68番1地先まで	L = 33.3 W = 6.0~8.0
28	中部第1438号線	秋篠三和町二丁目 430番17地先から	秋篠三和町一丁目 906番35地先まで	L = 232.2 W = 6.2
29	中部第1439号線	秋篠三和町二丁目 430番29地先から	秋篠三和町二丁目 906番43地先まで	L = 231.2 W = 6.2
30	中部第1440号線	秋篠三和町二丁目 430番58地先から	秋篠三和町二丁目 870番22地先まで	L = 383.4 W = 6.2
31	中部第1441号線	秋篠三和町二丁目 430番43地先から	西大寺赤田町一丁目 870番36地先まで	L = 218.4 W = 10.0~12.3
32	中部第1442号線	秋篠三和町二丁目 430番10地先から	秋篠三和町二丁目 430番55地先まで	L = 57.0 W = 6.2
33	中部第1443号線	秋篠三和町二丁目 430番23地先から	秋篠三和町二丁目 430番14地先まで	L = 68.6 W = 6.2
34	中部第1444号線	秋篠三和町二丁目 870番6地先から	秋篠三和町二丁目 870番11地先まで	L = 60.0 W = 6.2
35	中部第1445号線	西大寺北町四丁目 870番40地先から	秋篠三和町二丁目 870番16地先まで	L = 109.2 W = 6.2
36	中部第1446号線	秋篠三和町二丁目 870番24地先から	秋篠三和町二丁目 870番30地先まで	L = 40.0 W = 4.0
37	中部第1447号線	六条西一丁目 1201番28地先から	六条西一丁目 981番6地先まで	L = 180.0 W = 4.0~6.0
38	中部第1448号線	五条三丁目 942番1地先から	五条三丁目 942番6地先まで	L = 114.0 W = 4.0
39	中部第1449号線	五条三丁目 942番17地先から	五条三丁目 942番5地先まで	L = 32.0 W = 4.0
40	中部第1450号線	五条畷二丁目 1107番1~1地先から	五条畷二丁目 742番11地先まで	L = 228.2 W = 6.0~6.5
41	西部第1250号線	藤の木台一丁目 700番1地先から	藤の木台一丁目 730番1地先まで	L = 100.5 W = 4.0~5.0

42	西部第1251号線	登美ヶ丘五丁目 1026番9地先から	登美ヶ丘五丁目 1024番22地先まで	L = 326.6 W = 6.2~8.8
43	西部第1252号線	登美ヶ丘五丁目 1025番32地先から	登美ヶ丘五丁目 1025番25地先まで	L = 31.6 W = 6.0
44	西部第1253号線	登美ヶ丘五丁目 1025番21地先から	東登美ヶ丘二丁目 1031番212地先まで	L = 8.6 W = 6.0
45	西部第1254号線	朝日町二丁目 1131番10地先から	朝日町二丁目 1131番4地先まで	L = 85.6 W = 6.0
46	西部第1255号線	学園中五丁目 559番55地先から	学園中五丁目 556番21地先まで	L = 149.9 W = 6.0

(平成18年4月1日掲示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

奈良市告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

平成18年4月1日

奈良市長 藤原昭

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考 (m)
1	東部第386号線	米谷町 34番1地先から	米谷町 243番1地先まで	L = 364.1 W = 4.0
2	東部第387号線	虚空蔵町 322番1地先から	虚空蔵町 385番1地先まで	L = 341.0 W = 14.0
3	南部第675号線	古市町 1384番4地先から	古市町 1384番17地先まで	L = 234.2 W = 6.0
4	北部第199号線	高畠町 366番6地先から	高畠町 232番地先まで	L = 207.7 W = 5.8~7.8
5	北部第711号線	法華寺町 1241番4地先から	法華寺町 1241番17地先まで	L = 203.7 W = 6.0
6	北部第712号線	法華寺町 1241番20地先から	法華寺町 1256番1地先まで	L = 39.8 W = 6.0~8.0
7	中部第626号線	三条本町 12番2地先から	三条本町 296番2-1地先まで	L = 280.0 W = 6.0~12.0
8	中部第627号線	三条本町 320番1地先から	三条本町 266番2地先まで	L = 80.0 W = 9.0
9	中部第628号線	三条本町 268番3地先から	三条本町 296番2-3地先まで	L = 225.0 W = 5.0~8.0
10	中部第1420号線	三条本町 323番1地先から	三条本町 265番3地先まで	L = 97.0 W = 9.0
11	中部第1421号線	三条本町 334番1地先から	三条本町 335番地先まで	L = 50.0 W = 6.0
12	中部第1422号線	三条本町 323番5地先から	三条本町 615番地先まで	L = 142.0 W = 6.0
13	中部第1423号線	三条本町 326番1地先から	三条本町 332番1地先まで	L = 14.0 W = 6.0
14	中部第1424号線	三条本町 260番1地先から	三条本町 254番4地先まで	L = 196.0 W = 4.0~6.0
15	中部第1425号線	押熊町 703番2地先から	押熊町 679番7地先まで	L = 26.0 W = 6.0

16	中部第1426号線	押熊町 679番14地先から	押熊町 679番8地先まで	L = 48.5 W = 6.0
17	中部第1427号線	押熊町 679番20地先から	押熊町 679番16地先まで	L = 42.5 W = 6.0
18	中部第1428号線	押熊町 679番37地先から	押熊町 679番35地先まで	L = 40.5 W = 6.0~8.0
19	中部第1429号線	押熊町 1521番2地先から	押熊町 1568番1地先まで	L = 97.1 W = 6.0
20	中部第1430号線	押熊町 1568番13地先から	押熊町 1568番20地先まで	L = 86.8 W = 6.0
21	中部第1431号線	押熊町 1521番6地先から	押熊町 1521番14地先まで	L = 49.5 W = 6.0
22	中部第1432号線	押熊町 103番3地先から	押熊町 63番30地先まで	L = 252.0 W = 6.2~6.4
23	中部第1433号線	押熊町 63番29地先から	押熊町 105番地先まで	L = 18.8 W = 6.2~8.2
24	中部第1434号線	押熊町 63番9地先から	押熊町 63番10地先まで	L = 14.5 W = 6.2~8.2
25	中部第1435号線	六条西六丁目 248番31地先から	六条西六丁目 248番20地先まで	L = 232.9 W = 6.0
26	中部第1436号線	西大寺本町 205番3地先から	西大寺本町 69番1地先まで	L = 194.0 W = 8.5~13.5
27	中部第1437号線	西大寺東町一丁目 196番3地先から	西大寺東町一丁目 68番1地先まで	L = 33.3 W = 6.0~8.0
28	中部第1438号線	秋篠三和町二丁目 430番17地先から	秋篠三和町一丁目 906番35地先まで	L = 232.2 W = 6.2
29	中部第1439号線	秋篠三和町二丁目 430番29地先から	秋篠三和町二丁目 906番43地先まで	L = 231.2 W = 6.2
30	中部第1440号線	秋篠三和町二丁目 430番58地先から	秋篠三和町二丁目 870番22地先まで	L = 383.4 W = 6.2
31	中部第1441号線	秋篠三和町二丁目 430番43地先から	西大寺赤田町一丁目 870番36地先まで	L = 218.4 W = 10.0~12.3
32	中部第1442号線	秋篠三和町二丁目 430番10地先から	秋篠三和町二丁目 430番55地先まで	L = 57.0 W = 6.2
33	中部第1443号線	秋篠三和町二丁目 430番23地先から	秋篠三和町二丁目 430番14地先まで	L = 68.6 W = 6.2
34	中部第1444号線	秋篠三和町二丁目 870番6地先から	秋篠三和町二丁目 870番11地先まで	L = 60.0 W = 6.2
35	中部第1445号線	西大寺北町四丁目 870番40地先から	秋篠三和町二丁目 870番16地先まで	L = 109.2 W = 6.2
36	中部第1446号線	秋篠三和町二丁目 870番24地先から	秋篠三和町二丁目 870番30地先まで	L = 40.0 W = 4.0
37	中部第1447号線	六条西一丁目 1201番28地先から	六条西一丁目 981番6地先まで	L = 180.0 W = 4.0~6.0
38	中部第1448号線	五条三丁目 942番1地先から	五条三丁目 942番6地先まで	L = 114.0 W = 4.0

39	中部第1449号線	五条三丁目 942番17地先から	五条三丁目 942番5地先まで	L = 32.0 W = 4.0
40	中部第1450号線	五条畷二丁目 1107番1-1地先から	五条畷二丁目 742番11地先まで	L = 228.2 W = 6.0~6.5
41	西部第1250号線	藤の木台一丁目 700番1地先から	藤の木台一丁目 730番1地先まで	L = 100.5 W = 4.0~5.0
42	西部第1251号線	登美ヶ丘五丁目 1026番9地先から	登美ヶ丘五丁目 1024番22地先まで	L = 326.6 W = 6.2~8.8
43	西部第1252号線	登美ヶ丘五丁目 1025番32地先から	登美ヶ丘五丁目 1025番25地先まで	L = 31.6 W = 6.0
44	西部第1253号線	登美ヶ丘五丁目 1025番21地先から	東登美ヶ丘二丁目 1031番212地先まで	L = 8.6 W = 6.0
45	西部第1254号線	朝日町二丁目 1131番10地先から	朝日町二丁目 1131番4地先まで	L = 85.6 W = 6.0
46	西部第1255号線	学園中五丁目 559番55地先から	学園中五丁目 556番21地先まで	L = 149.9 W = 6.0

(平成18年4月1日掲示済)

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成18年4月1日

奈良市長 藤原昭

奈良市告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成18年4月1日から次のように道路の供用を開

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考 (m)
1	東部第386号線	米谷町 34番1地先から	米谷町 243番1地先まで	L = 364.1 W = 4.0
2	南部第675号線	古市町 1384番4地先から	古市町 1384番17地先まで	L = 234.2 W = 6.0
3	北部第199号線	高畠町 366番6地先から	高畠町 232番地先まで	L = 207.7 W = 5.8~7.8
4	北部第711号線	法華寺町 1241番4地先から	法華寺町 1241番17地先まで	L = 203.7 W = 6.0
5	北部第712号線	法華寺町 1241番20地先から	法華寺町 1256番1地先まで	L = 39.8 W = 6.0~8.0
6	中部第626号線	三条本町 12番2地先から	三条本町 296番2-1地先まで	L = 280.0 W = 3.0~7.0
7	中部第627号線	三条本町 320番1地先から	三条本町 266番2地先まで	L = 80.0 W = 9.0
8	中部第628号線	三条本町 268番3地先から	三条本町 255番3地先まで	L = 155.0 W = 5.0~8.0
9	中部第1420号線	三条本町 323番1地先から	三条本町 265番3地先まで	L = 97.0 W = 9.0
10	中部第1421号線	三条本町 334番1地先から	三条本町 335番地先まで	L = 50.0 W = 6.0
11	中部第1422号線	三条本町 323番5地先から	三条本町 615番地先まで	L = 142.0 W = 6.0

12	中部第1423号線	三条本町 326番1地先から	三条本町 332番1地先まで	L = 14.0 W = 6.0
13	中部第1424号線	三条本町 260番1地先から	三条本町 254番4地先まで	L = 196.0 W = 4.0~6.0
14	中部第1425号線	押熊町 703番2地先から	押熊町 679番7地先まで	L = 26.0 W = 6.0
15	中部第1426号線	押熊町 679番14地先から	押熊町 679番8地先まで	L = 48.5 W = 6.0
16	中部第1427号線	押熊町 679番20地先から	押熊町 679番16地先まで	L = 42.5 W = 6.0
17	中部第1428号線	押熊町 679番37地先から	押熊町 679番35地先まで	L = 40.5 W = 6.0~8.0
18	中部第1429号線	押熊町 1521番2地先から	押熊町 1568番1地先まで	L = 97.1 W = 6.0
19	中部第1430号線	押熊町 1568番13地先から	押熊町 1568番20地先まで	L = 86.8 W = 6.0
20	中部第1431号線	押熊町 1521番6地先から	押熊町 1521番14地先まで	L = 49.5 W = 6.0
21	中部第1432号線	押熊町 103番3地先から	押熊町 63番30地先まで	L = 252.0 W = 6.2~6.4
22	中部第1433号線	押熊町 63番29地先から	押熊町 105番地先まで	L = 18.8 W = 6.2~8.2
23	中部第1434号線	押熊町 63番9地先から	押熊町 63番10地先まで	L = 14.5 W = 6.2~8.2
24	中部第1435号線	六条西六丁目 248番31地先から	六条西六丁目 248番20地先まで	L = 232.9 W = 6.0
25	中部第1436号線	西大寺本町 205番3地先から	西大寺本町 69番1地先まで	L = 194.0 W = 8.5~13.5
26	中部第1437号線	西大寺東町一丁目 196番3地先から	西大寺東町一丁目 68番1地先まで	L = 33.3 W = 6.0~8.0
27	中部第1438号線	秋篠三和町二丁目 430番17地先から	秋篠三和町一丁目 906番35地先まで	L = 232.2 W = 6.2
28	中部第1439号線	秋篠三和町二丁目 430番29地先から	秋篠三和町二丁目 906番43地先まで	L = 231.2 W = 6.2
29	中部第1440号線	秋篠三和町二丁目 430番58地先から	秋篠三和町二丁目 870番22地先まで	L = 383.4 W = 6.2
30	中部第1441号線	秋篠三和町二丁目 430番43地先から	西大寺赤田町一丁目 870番36地先まで	L = 218.4 W = 10.0~12.3
31	中部第1442号線	秋篠三和町二丁目 430番10地先から	秋篠三和町二丁目 430番55地先まで	L = 57.0 W = 6.2
32	中部第1443号線	秋篠三和町二丁目 430番23地先から	秋篠三和町二丁目 430番14地先まで	L = 68.6 W = 6.2
33	中部第1444号線	秋篠三和町二丁目 870番6地先から	秋篠三和町二丁目 870番11地先まで	L = 60.0 W = 6.2
34	中部第1445号線	西大寺北町四丁目 870番40地先から	秋篠三和町二丁目 870番16地先まで	L = 109.2 W = 6.2

35	中部第1446号線	秋篠三和町二丁目 870番24地先から	秋篠三和町二丁目 870番30地先まで	L = 40.0 W = 4.0
36	中部第1447号線	六条西一丁目 1201番28地先から	六条西一丁目 981番6地先まで	L = 180.0 W = 4.0～6.0
37	中部第1448号線	五条三丁目 942番1地先から	五条三丁目 942番6地先まで	L = 114.0 W = 4.0
38	中部第1449号線	五条三丁目 942番17地先から	五条三丁目 942番5地先まで	L = 32.0 W = 4.0
39	中部第1450号線	五条畷二丁目 1107番1～1地先から	五条畷二丁目 742番11地先まで	L = 228.2 W = 6.0～6.5
40	西部第1250号線	藤の木台一丁目 700番1地先から	藤の木台一丁目 730番1地先まで	L = 100.5 W = 4.0～5.0
41	西部第1251号線	登美ヶ丘五丁目 1026番9地先から	登美ヶ丘五丁目 1024番22地先まで	L = 326.6 W = 6.2～8.8
42	西部第1252号線	登美ヶ丘五丁目 1025番32地先から	登美ヶ丘五丁目 1025番25地先まで	L = 31.6 W = 6.0
43	西部第1253号線	登美ヶ丘五丁目 1025番21地先から	東登美ヶ丘二丁目 1031番212地先まで	L = 8.6 W = 6.0
44	西部第1254号線	朝日町二丁目 1131番10地先から	朝日町二丁目 1131番4地先まで	L = 85.6 W = 6.0
45	西部第1255号線	学園中五丁目 559番55地先から	学園中五丁目 556番21地先まで	L = 149.9 W = 6.0

(平成18年4月1日掲示済)

奈良市告示第219号

固定資産課税台帳に登録すべき平成18年度の固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により公示します。

平成18年4月1日

奈良市長 藤原昭
(平成18年4月1日掲示済)

奈良市告示第220号

奈良市保健所保健事業連絡協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年4月1日

奈良市長 藤原昭
奈良市保健所保健事業連絡協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市保健所保健事業連絡協議会設置要綱（平成14年奈良市告示第136号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市地域保健推進協議会設置要綱

第1条及び第2条を次のように改める。

(目的及び設置)

第1条 地域保健対策を総合的に推進するため、奈良市地域保健推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 市民の健康体系の確立に関すること。
- (2) 保健所の運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保健、医療及び生活衛生に関する総合的な施策に関すること。

第3条第2項を次のように改める。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社団法人奈良市医師会、社団法人奈良市歯科医師会及び社団法人奈良市薬剤師会の代表者
- (2) 社団法人奈良県栄養士会奈良市支部長
- (3) 奈良県訪問看護ステーション連絡協議会の代表者
- (4) 健康づくり事業を基本に掲げている福祉関係団体の代表者

(5) 奈良市食生活改善推進員連絡協議会長

(6) 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会事務局長

(7) 奈良食品衛生協会会长

(8) 保健福祉部長

(9) その他市長が必要と認める者

第5条第3項を次のように改める。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条中「保健予防課」を「保健総務課」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。
(平成18年4月1日掲示済)

奈良市告示第221号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成18年4月3日から2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
富雄元町第2幹線-20	奈良市富雄北二丁目392-32	奈良市富雄北二丁目392-84
熊取幹線-39	奈良市藤ノ木台三丁目1-612	奈良市藤ノ木台三丁目258-57
熊取幹線-40	奈良市藤ノ木台三丁目258-60	奈良市藤ノ木台三丁目258-57
熊取幹線-41	奈良市藤ノ木台三丁目258-60	奈良市藤ノ木台三丁目258-60
熊取幹線-42	奈良市藤ノ木台三丁目258-60	奈良市藤ノ木台三丁目258-60
熊取幹線-43	奈良市藤ノ木台三丁目258-57	奈良市藤ノ木台三丁目258-60
押熊第1幹線-76	奈良市押熊町1599	奈良市押熊町1592
押熊第1幹線-77	奈良市押熊町1604	奈良市押熊町1606
東登美ヶ丘幹線-29	奈良市押熊町2269-216	奈良市押熊町2582
敷島幹線-108	奈良市秋篠三和町一丁目364-4	奈良市秋篠三和町一丁目420-2
敷島幹線-109	奈良市秋篠三和町一丁目364-20	奈良市秋篠三和町一丁目364-20
あやめ池北幹線-107	奈良市あやめ池北三丁目1105-8	奈良市あやめ池北三丁目1105-6
あやめ池北幹線-108	奈良市あやめ池北三丁目1107-3	奈良市あやめ池北三丁目1107-3
あやめ池北幹線-109	奈良市敷島町一丁目510-5	奈良市敷島町一丁目534-1
あやめ池北幹線-110	奈良市敷島町一丁目534-1	奈良市敷島町一丁目534-1
平松幹線-93	奈良市平松二丁目248-1	奈良市平松二丁目246
紀寺幹線-29	奈良市紀寺町595-1	奈良市紀寺町593-1
帶解幹線-127	奈良市山町692-4	奈良市山町684-2

**4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式****5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成18年4月3日掲示済)****奈良市告示第222号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年4月3日

奈良市長 藤原昭

1 受託者・徴収事務

平成18年4月3日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 藤原昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成18年4月17日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市富雄北二丁目、藤ノ木台三丁目、押熊町、秋篠三和町一丁目、あやめ池北三丁目、敷島町一丁目、平松二丁目、紀寺町及び山町の各一部

受託者	徴収事務
奈良市三条宮前町7番1号	なら100年会館使用料
財団法人奈良市文化振興センター	奈良市美術館使用料
理事長 米田 通男	西部会館市民ホール使用料
奈良市高畠町600番地の1	北部会館市民文化ホール使用料
財団法人 入江泰吉写真美術財団	奈良市写真美術館観覧料
理事長 米田 通男	奈良市写真美術館駐車場使用料
	奈良市写真美術館使用料
	奈良市写真美術館収蔵写真著作権賃貸料

奈良市井上町11番地 財団法人 ならまち振興財団 理事長 米田 通男	奈良市音声館使用料 名勝大乗院庭園文化館使用料 ならまちセンター使用料 ならまちセンター駐車場使用料
奈良市二条大路南一丁目1番30号 奈良市市街地開発株式会社 取締役社長 森本 正和	なら100年会館駐車場使用料
奈良市脇戸町3番地 財団法人 杉岡華郵書道美術財団 理事長 杉岡 正美	奈良市杉岡華郵書道美術館観覧料
奈良市都祁白石町1,133番地 財団法人奈良市都祁地域振興財団 理事長 米田 通男	奈良市都祁交流センター使用料

2 委託の期間
平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
(平成18年4月3日掲示済)

奈良市告示第223号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年4月3日
奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市上三条町23番地の4 社団法人奈良市観光協会 会長 谷井 勇夫	奈良市観光センター会議室使用料
奈良市東向中町28番地 特定非営利活動法人なら・観光ボランティアガイドの会 理事長 菅 正義	なら奈良館使用料
奈良市柳生町155番地の1 柳生観光協会 会長 増田 勝男	旧柳生藩家老屋敷使用料 柳生観光駐車場使用料
奈良市高畠町1112番地の1 財団法人奈良市駐車場公社 理事長 米田 通男	奈良市観光自動車駐車場使用料

2 委託の期間
平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
(平成18年4月3日掲示済)

奈良市告示第224号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年4月3日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市柏木町519番地の7 社団法人奈良市医師会 会長 北岡 孝	奈良市立柳生診療所手数料 奈良市立田原診療所手数料 奈良市総合医療検査センター手数料

2 委託の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
(平成18年4月3日掲示済)

奈良市告示第225号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年4月3日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号 財団法人 奈良市スポーツ振興事業団 理事長 中尾 勝二	奈良市鴻ノ池陸上競技場使用料 奈良市中央体育館使用料 奈良市中央第二体育館使用料 奈良市鴻ノ池球場使用料 奈良市緑ヶ丘球場使用料 奈良市鴻ノ池テニスコート使用料 奈良市青山テニスコート使用料 奈良市佐保山テニスコート使用料 奈良市柏木テニスコート使用料 奈良市黒谷テニスコート使用料 奈良市平城第一テニスコート使用料 奈良市平城第二テニスコート使用料 奈良市大龜谷テニスコート使用料 奈良市柏木球技場使用料 奈良市黒谷球技場使用料 奈良市平城第一球技場使用料 奈良市平城第二球技場使用料 奈良市奈良阪球技場使用料

奈良市中ノ川球技場使用料
奈良市登美ヶ丘球技場使用料
奈良市西部生涯スポーツセンター
テニスコート使用料
ゲートボール場使用料
球技場使用料
クラブハウス使用料
屋内温水プール使用料
体育館使用料
奈良市南部生涯スポーツセンター
体育館使用料
テニスコート使用料
多目的コート使用料
球技場使用料
奈良市平城プール使用料
奈良市青山プール使用料

2 委託の期間
平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
(平成18年4月3日掲示済)

奈良市告示第228号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年4月3日

奈良市長 藤原昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市都祁白石町1133	
財団法人 奈良市都祁地域振興財団	奈良市都祁体育館使用料 奈良市都祁球技場使用料
理事長 米田通男	

2 委託の期間

平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
(平成18年4月3日掲示済)

奈良市告示第226号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年4月3日

奈良市長 藤原昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号	奈良市中央武道場使用料
財団法人 奈良市武道振興会	奈良市中央第二武道場使用料 奈良市弓道場使用料
理事長 西田照夫	奈良市鴻ノ池相撲場使用料 奈良市青年の家交楽館使用料

2 委託の期間

平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
(平成18年4月3日掲示済)

奈良市告示第227号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年4月3日

奈良市長 藤原昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条大路一丁目9番10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 会長 大川靖則	奈良市ならやま屋内温水プール使用料

奈良市告示第229号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年4月3日

奈良市長 藤原昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市七条一丁目8番6-8号 七条地区自治連合会 会長 入船 實	奈良市七条コミュニティスポーツ会館使用料
奈良市南紀寺町五丁目27番地 南紀寺町五丁目第一自治会 自治会長 西岡利文	奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館使用料
奈良市朱雀六丁目8番4号 平城ニュータウンスポーツ協会 会長 福井勝治	奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館使用料
奈良市邑地町573番地 邑地町自治会 会長 浦直弘	奈良市邑地町コミュニティスポーツ広場使用料
奈良市古市町1843番地の5 東市地区自治連合会 会長 寺井隆	奈良市東市コミュニティスポーツ会館使用料
奈良市朱雀六丁目8番4号 平城ニュータウンスポーツ協会 会長 福井勝治	奈良市高の原コミュニティスポーツ会館使用料

奈良市下狭川町1602番地 狭川地区自治連合会 会長 中 芳久	奈良市狭川コミュニティ スポーツ広場使用料
奈良市矢田原町1124番地 田原地区自治連合会 会長 東尾 善弘	奈良市田原コミュニティ スポーツ広場使用料
奈良市月ヶ瀬石打413番地の1 石打自治会 会長 高嶋 技	奈良市石打コミュニティ スポーツプール使用料

2 委託の期間

平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
(平成18年4月3日掲示済)

奈良市告示第230号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年4月3日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市橋本町3番地の1 財団法人 奈良市商業振興センター 理事長 米田 通男	奈良マーチャントシード センター使用料

2 委託の期間

平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
(平成18年4月3日掲示済)

奈良市告示第231号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年4月3日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市井上町11 財団法人 ならまち振興財団 理事長 米田 通男	なら工藝館使用料

2 委託の期間

平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
(平成18年4月3日掲示済)

奈良市告示第232号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年4月3日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市佐保台西町115番地 財団法人 奈良市勤労者福祉 サービスセンター 理事長 米田 通男	奈良市勤労者総合福祉セ ンター使用料

2 委託の期間

平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
(平成18年4月3日掲示済)

奈良市告示第233号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成18年4月3日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市高畠町1116番地の6 社団法人 奈良県獣医師会 会長 宗 武司	狂犬病予防注射済票交付 手数料

2 委託の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
(平成18年4月3日掲示済)

奈良市告示第234号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成18年4月3日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	辞退年月日
東谷医院	奈良市南魚屋町37	平成18年3月31日

(平成18年4月3日掲示済)

奈良市告示第235号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成18年4月3日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	指定年月日
東谷医院	奈良市南魚屋町37	平成18年4月1日

(平成18年4月3日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第12号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道メータの計量業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成18年4月3日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

水道メータの計量業務を委託する者

東大阪市若江東町3丁目4番43号

株式会社 金門製作所 大阪支店

取締役 常務執行役員 支店長 村井 直明

（委託期間）平成18年4月1日～平成19年3月31日

（委託区域）青垣台一丁目～三丁目、青野町、秋篠三和町一丁目～二丁目、あやめ池北一丁目～三丁目、あやめ池南五丁目の一部、石木町、大渕町、大倭町、大和田町、学園赤松町、学園北一丁目～二丁目、学園新田町、学園大和町一丁目～四丁目、学園緑ヶ丘一丁目～三丁目、五条畷二丁目の一部、西大寺赤田町一丁目～二丁目、西大寺国見町一丁目～二丁目の一部、西大寺芝町一丁目～二丁目、西大寺新池町、西大寺新田町、西大寺新町一丁目～二丁目の一部、西大寺宝ヶ丘、西大寺野神町一丁目～二丁目、西大寺竜王町一丁目～二丁目、敷島町一丁目～二丁目、松陽台一丁目～四丁目、菅野町、菅原町、千代ヶ丘一丁目～三丁目、鶴舞西町の一部、鶴舞東町の一部、帝塚山一丁目の一部、帝塚山三丁目～五丁目、帝塚山六丁目の一部、帝塚山七丁目、帝塚山中町、帝塚山南一丁目～四丁目、帝塚山南五丁目の一部、富雄泉ヶ丘、富雄川西一丁目～二丁目、富雄北一丁目～三丁目、登美ヶ丘一丁目～六丁目、鳥見町一丁目～三丁目、鳥見町四丁目の一部、中登美ヶ丘一丁目の一部、中登美ヶ丘二丁目～四丁目、中町の一部、中山町の一部、西千代ヶ丘一丁目～三丁目、西登美ヶ丘一丁目～八丁目、二名二丁目～六丁目、二名東町、二名平野一丁目～二丁目、東登美ヶ丘一丁目～三丁目、疋田町の一部、疋田町一丁目～五丁目、百楽園一丁目～五丁目、平松一丁目、平松二丁目の一部、平松三丁目～五丁目、藤ノ木台一丁目～四丁目、宝来一丁目～五丁目、宝来町、丸山一丁目～二丁目、三碓一丁目、三碓七丁目、南登美ヶ丘、三松一丁目～二丁目の一部、六条西六丁目の一部、若葉台一丁目～四丁目

(平成18年4月3日掲示済)

奈良市水道局告示第13号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道メータの計量業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成18年4月3日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

水道メータの計量業務を委託する者

奈良市法華寺町1080番地

株式会社 ハウスサービス大和

代表取締役 西岡 昭正

（委託期間）平成18年4月1日～平成19年3月31日

（委託区域）青山一丁目～八丁目、赤膚町、秋篠早月町、秋篠新町、秋篠町、朝日町一丁目～二丁目、阿字万字町、油阪地方町、油阪町、尼辻北町、尼辻町、尼辻中町、尼辻西町、尼辻南町、あやめ池南一丁目～四丁目、あやめ池南五丁目の一部、あやめ池南六丁目～九丁目、池田町、池之町、井上町、今市町、今小路町、今在家町、今辻子町、今御門町、陰陽町、右京一丁目～五丁目、歌姫町、邑地町、大野町、大保町、大宮町一丁目～七丁目、大森町、大森西町、大柳生町、小川町、興ヶ原町、奥子守町、奥芝町、押上町、押熊町、押小路町、大平尾町、肘塚町、学園朝日町、学園朝日元町一丁目～二丁目、学園大和町五丁目～六丁目、学園中一丁目～五丁目、学園南一丁目～三丁目、鵠町、柏木町、春日野町、桂木町、上三条町、杏町、川上町、川久保町、川之上町、川之上突抜町、瓦堂町、元興寺町、漢国町、元林院町、北市町、北魚屋西町、北魚屋東町、北川端町、北京終町、北小路町、北新町、北椿尾町、北登美ヶ丘一丁目～六丁目、北永井町、北之庄町、北之庄西町一丁目～二丁目、北野山町、北半田中町、北半田西町、北半田東町、北袋町、北風呂町、北御門町、北向町、北村町、北室町、紀寺町、京終地方西側町、京終地方東側町、沓掛町、公納堂町、窪之庄町、恋の窪一丁目～三丁目、恋の窪東町、興善院町、光明院町、興隆寺町、虚空蔵町、五条一丁目～三丁目、五条町、五条西一丁目～二丁目、五条畷一丁目、五条畷二丁目の一部、小太郎町、後藤町、神殿町、小西町、此瀬町、西九条町、西九条町一丁目～五丁目、西大寺北町一丁目～四丁目、西大寺国見町一丁目～二丁目の一部、西大寺小坊町、西大寺栄町、西大寺新町一丁目～二丁目の一部、西大寺高塚町、西大寺町、西大寺東町一丁目～二丁目、西大寺本町、西大寺南町、阪新屋町、阪原町、狭川東町、狭川両町、佐紀町、左京一丁目～五丁目、佐保台一丁目～三丁目、佐保台西町、三条大路一丁目～五丁目、三条大宮町、三条川西町、三条栄町、三条添川町、三条町、三条桧町、三条本町、三条宮前町、四条大路一丁目～五丁目、四条大路南町、七条一丁目～二丁目、七条町、七条西町一丁目、七条東町、芝新屋町、芝突抜町、芝辻町、芝辻町一丁目～四丁目、柴屋町、下狭川町、下三条町、下御門町、十輪院町、十輪院畠町、宿院町、勝南院町、菖蒲池町、神功

一丁目～六丁目、水門町、須川町、朱雀一丁目～六丁目、須山町、杉ヶ町、誓多林町、雜司町、園田町、杣ノ川町、大安寺一丁目～七丁目、大安寺町、大安寺西一丁目～三丁目、大慈仙町、高畠町、高樋町、高天市町、高天町、高御門町、田中町、多門町、樽井町、田原春日野町、中院町、築地之内町、角振新屋町、角振町、椿井町、鶴福院町、鶴舞西町の一部、鶴舞東町の一部、手貝町、帝塚山一丁目の一部、帝塚山二丁目、帝塚山六丁目の一部、帝塚山南五丁目の一部、出屋敷町、寺町、東九条町、富雄元町一丁目～四丁目、鳥見町四丁目の一部、中新屋町、中筋町、長谷町、中辻町、中貫町、中登美ヶ丘一丁目の一部、中ノ川町、中之庄町、中畠町、中町の一部、中御門町、中山町の一部、中山町西一丁目～四丁目、内侍原町、鍋屋町、奈保町、奈良阪町、鳴川町、西包永町、西木辻町、西紀寺町、西狭川町、西笛鉢町、西城戸町、西新在家号所町、西新在家町、西新屋町、西寺林町、西ノ京町、西之阪町、西御門町、二条大路南一丁目～五丁目、二条町一丁目～三丁目、二名一丁目、二名七丁目、丹生町、忍辱山町、納院町、登大路町、橋本町、畠中町、八条一丁目～五丁目、八条町、鉢伏町、花芝町、花園町、馬場町、林小路町、半田突抜町、半田開町、半田横町、般若寺町、日笠町、東包永町、東木辻町、東紀寺町一丁目～三丁目、東笛鉢町、東城戸町、東新在家町、東寺林町、東登美ヶ丘四丁目～六丁目、東鳴川町、東之阪町、東向北町、東向中町、東向南町、疋田町の一部、毘沙門町、白毫寺町、百万ヶ辻子町、平清水町、平松二丁目の一部、広岡町、福智院町、不審ヶ辻子町、藤原町、船橋町、古市町、生琉里町、別所町、坊屋敷町、法用町、法蓮佐保山一丁目～四丁目、法蓮町、菩提山町、法華寺町、本子守町、米谷町、大豆山町、大豆山突抜町、山陵町、三碓二丁目～六丁目、三碓町、三棟町、南市町、南魚屋町、南肘塚町、南紀寺町一丁目～五丁目、南京終町、南京終町一丁目～七丁目、南庄町、南城戸町、南新町、南新町、南田原町、南椿尾町、南永井町、南中町、南半田中町、南半田西町、南半田東町、南袋町、南風呂町、南法蓮町、水間町、三松一丁目～二丁目の一部、三松三丁目～四丁目、三松ヶ丘、茗荷町、餅飯殿町、柳生下町、柳生町、薬師堂町、八島町、矢田原町、柳町、山町、油留木町、横井一丁目～七丁目、横井町、横田町、横領町、六条一丁目～三丁目、六条町、六条西一丁目～五丁目、六条西六丁目の一部、六条緑町一丁目～三丁目、鹿野園町、脇戸町、和田町
(平成18年4月3日掲示済)

奈良市水道局告示第14号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示します。

平成18年4月3日

奈良市水道事業管理者

中尾一郎

収 納 事 務	水道料金及び下水道使用料
委託者	東京都港区六本木1-8-7 アークハムヒルズ 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン 代表取締役 松宮 秀丈 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号 株式会社ココストア 代表取締役 盛田 宏 東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 大塚 潤一 愛知県稻沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス 代表取締役 土方 清 神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ 代表取締役 中居 勝利 札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セイコーマート 代表取締役 赤尾 昭彦 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 山口 俊郎 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 株式会社デイリーヤマザキ 代表取締役 山田 憲典 東京都豊島区東池袋四丁目26番10号 株式会社ファミリーマート 取締役社長 上田 準二 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ボプラ 代表取締役社長 目黒 俊治 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地 ミニストップ株式会社 代表取締役社長 横尾 博 大阪府吹田市豊津町9番1号 株式会社ローソン 代表取締役 新浪 剛
委託期間	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(平成18年4月3日掲示済)

奈良市水道局告示第15号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年4月3日

奈良市水道事業管理者

中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
小堀水道	小堀 操	奈良市北永井町479番地の6	平成18年3月17日

(平成18年4月3日掲示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第7号

平成18年4月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成18年4月3日

奈良市教育委員会
委員長 杉江 雅彦

1 日時

平成18年4月7日（金）午後1時30分から

2 場所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

1 教育長報告

- (1) 奈良市特別支援教育の最終報告について
- (2) 奈良市子ども読書活動推進計画中間まとめについて
- (3) 学校輝きプラン事業報告書ダイジェスト版について
- (4) 第60回市民体育大会の開催について

2 議事

議案第1号 教育委員長の選挙について

議案第2号 教育委員長職務代理者の指定について

議案第3号 平成18年度奈良市就学指導委員及び調査員の委嘱又は任命について

議案第4号 奈良市体育指導委員の選任について

3 その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について

4月～5月

傍聴受付は、開催日の午後12時30分から午後1時20分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成18年4月3日掲示済)